議案第７９号

羽生市もくせいの里条例を廃止する条例

羽生市もくせいの里条例（平成１７年条例第３０号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行前の入居に係る使用料及び利用料金の納入については、なお従前の例による。

令和８年１１月２７日提出

埼玉県羽生市長　斎　藤　万紀子